

○田辺市社会教育委員設置条例

平成17年5月1日条例第187号
改正 平成26年3月31日条例第14号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、田辺市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、13人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成26年3月31日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。